

ロシア連邦大統領令

ロシア連邦国境のロシア-カザフスタン間部分における税関規制の特異事項について

ロシア連邦への商品の搬入にかかわる事業を行う者の権利および合法的利益の遵守を確保するため、以下を決定する：

1. ユーラシア経済連合の商品としての商品ステータスを証明する文書を持たず、ユーラシア経済連合の法および（または）ロシア連邦の法の要求事項が定めている情報の表示および（または）記載がなされていない、ロシア法人を受取人とする商品を、カザフスタン共和国およびキルギス共和国からロシア連邦に向けて自動車によって搬入すること（ロシア連邦国境のロシア-カザフスタン間部分を実際に通過させること）は、本令第2項および第3項が定める条件が遵守されていることを条件として、2025年12月10日までの間、これを許可する。

2. 本令第1項が定める商品の搬入にあたり、運送人は、当該商品の受取人が、2018年8月3日付連邦法第289-FZ号「ロシア連邦における税関規制について、および特定のロシア連邦の法令の改正について」第104条が定める手順にしたがって商品の申告を行う義務を有する旨の、当該商品受取人からロシア連邦税関組織にあてた通知書（簡易書面による）を携行していなければならない。

3. 本令第1項が定める商品の受取人は、以下を保障する：

a) 搬入された商品をロシア連邦税関組織が定める一時保管倉庫まで運送する；

b) 搬入された商品を当該の一時保管倉庫に収容する；

c) ロシア連邦の法の要求事項にしたがって当該商品における情報の表示および（または）記載を行うことを目的として、ロシア連邦産業商業省に対して、自らの組織的・法的形態、名称および納税者識別番号に関する情報（簡易書面による）を送付する；

d) 搬入された商品の一時保管中に、ロシア連邦の法の要求事項にしたがって、当該商品に情報の表示および（または）記載を行う；

e) 2018年8月3日付連邦法第289-FZ号「ロシア連邦における税関規制について、および特定のロシア連邦の法令の改正について」第104条が定める手順にしたがって、2025年12月27日までに、搬入された商品に対する税関申告その他の税関手続きを行う。

4. ロシア連邦税関組織は、本令第3項「a」号にもとづいて商品を輸送する車両に随行する。

5. 本令第1項が定める商品のロシア連邦への搬入は、税関業務に関する義務およびロシア連邦の法の要求事項にもとづく当該商品への情報の表示および（または）記載の義務の不遵守とはみなされない。

6. ロシア連邦産業商業省は、本令にしたがってロシア連邦に搬入された、識別手段の表示が義務付けられている商品につき、それらの流通に関する情報が、識別手段の表示が義務付けられている商品の流通状況に関する国家モニタリング情報システムに掲載されるようとりはからう。

7. ロシア連邦産業商業省、ロシア連邦内務省、ロシア連邦国家親衛隊、ロシア連邦保安庁、連邦認可局、連邦獣医・植物検疫監督局、連邦輸送分野監督局、連邦消費者権利保護・人間福利分野監督局、ロシア連邦

最高検察庁、ロシア連邦会計検査院、ロシア連邦捜査委員会は、自らの権限の行使にあたり、本令が定める特異事項を考慮に入れる。

8. ロシア連邦税関局に、本令の適用の諸問題にかかわる公式の解説を行う権利を与える。

9. 本令の規定は、「ユーラシア経済連合対外経済活動共通商品分類」の01～04群、06～12群、15～22群、24群、30群、36群、93群、2936項、3813 00 000 0項、3827項、8517 61 000項、8530項、8540 71 000項、8540 79 000 1項、8543 10 000 0項、8543 20 000 0項、8804 00 000 0項、8806項、9011項、9012項、9018項、9019項、9021項、9022項、9503 00項に分類される商品、ならびにロシア連邦領内においてその流通が制限されている麻薬、向精神薬およびその前駆物質、劇薬および毒物に対しては適用されない。

10. 本令はそれが署名された日を以て発効する。

ロシア連邦大統領

V. プーチン

モスクワ、クレムリン

2025年10月24日

第778号